

令和4年11月21日  
福祉部長寿福祉課  
課長補佐 松本 寛(内3341)  
TEL 029 (301) 3326

## 令和4年度いばらき高齢者プラン21 推進委員会の開催について

県の高齢者福祉施策の指針である「いばらき高齢者プラン21」については、下記1の委員会（委員長：瀧澤 利行 茨城大学教授）において計画内容を定めるとともに、目標項目の進捗等を諮ることとしております。

この度、下記2のとおり、今年度の委員会を開催しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 委員会の名称及び構成員

- (1) 名 称 いばらき高齢者プラン21 推進委員会
- (2) 構成員 学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、介護保険保険者（市町村）代表  
被保険者（県民）代表 計20名  
（別添「いばらき高齢者プラン21 推進委員会設置要項」のとおり）

#### 2 開催日時等

- (1) 日 時 令和4年11月24日（木）15時から16時30分まで（予定）
- (2) 会 場 茨城県庁舎11階 共用1101会議室（水戸市笠原町978番6）
- (3) 議 題  
ア 第8期いばらき高齢者プラン21の進捗状況について  
イ 地域医療介護総合確保基金（介護分）について

#### 3 その他（留意事項）

- ・ 会議は公開予定ですが、当日の議事の進行によっては、非公開とする場合があります。円滑な会議運営のため、委員長及び事務局の指示に従っていただきます。

#### （参考）いばらき高齢者プラン21の概要

##### 1 計画策定の趣旨

人口減少と少子高齢化が急速に進展する中、県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するため本県が目指すべき基本的な政策目標（「健康長寿日本一」）を定め、本格的な超高齢社会に的確に対応するため取り組むべき施策の方向を明らかにするもの。

##### 2 根拠法令

- ・ 茨城県高齢者福祉計画（老人福祉法第20条の9第1項）
- ・ 茨城県介護保険事業支援計画（介護保険法第118条第1項）

##### 3 計画期間（第8期）

令和3年度から令和5年度まで（3年間）

##### 4 策定日

令和3年3月25日

## いばらき高齢者プラン 21 推進委員会設置要項

### 1 趣 旨

介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、高齢者保健福祉施策の一層の充実・強化を図るため、いばらき高齢者プラン 21 推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 審議事項

委員会は次の事項について審議する。

- (1) いばらき高齢者プラン 21 の策定方針に関すること。
- (2) いばらき高齢者プラン 21 の原案に関すること。
- (3) いばらき高齢者プラン 21 の点検・評価及び推進に関すること。
- (4) その他必要事項

### 3 委 員

- (1) 委員は、別表に掲げる保健・医療及び福祉関係団体の代表者並びに学識経験者、保険者・被保険者の代表者等で構成し、福祉部長が委嘱する。
- (2) 委員の任期は、委嘱の日の属する年度を含め 3 年度間とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

### 4 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から選任する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### 5 会 議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- (2) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができるものとする。

### 6 事務局

委員会の事務局は、茨城県福祉部長寿福祉課に置く。

付則

この要項は、平成 20 年 4 月 16 日から施行する。

付則

この要項は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。

付則

この要項は、平成 25 年 10 月 16 日から施行する。

付則

この要項は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

付則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

付則

この要項は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

付則

この要項は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

付則

この要項は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。

付則

この要項は、令和 4 年 10 月 31 日から施行する。

## 別表

選出区分	団体等名称	職名	氏名
学識経験者	茨城県立健康プラザ	管理者	大田 仁史
	茨城大学教育学部	教授	瀧澤 利行
保健・医療関係者	(一社)茨城県医師会	常任理事	伊藤 金一
	(公社)茨城県歯科医師会	常務理事	小野寺 鏡子
	(公社)茨城県看護協会	専務理事	中島 貞子
	(公社)茨城県栄養士会	会長	入江 三弥子
	(一社)茨城県介護老人保健施設協会	理事	小柳 賢時
	(公社)茨城県薬剤師会	副会長	西野 郁郎
	(一社)茨城県リハビリテーション専門職協会	会長	佐藤 弘行
福祉関係者	(一社)茨城県介護支援専門員協会	副会長	浅野 有子
	(社福)茨城県社会福祉協議会	常務理事 兼事務局長	潮田 勝利
	(一社)茨城県福祉サービス振興会	常務理事	宇田川 真由美
	(一財)茨城県民生委員児童委員協議会	会長	倉持 嘉男
	(一社)茨城県老人福祉施設協議会	会長	木村 哲之
	(一社)茨城県介護福祉士会	会長	森 久紀
	(一社)茨城県社会福祉士会	会長	竹之内 章代
保険者	牛久市保健福祉部高齢福祉課	課長	宮本 史朗
	大洗町福祉課	課長	小林 美弥
被保険者	(公財)茨城県老人クラブ連合会	会長	伊藤 達也
	(公社)認知症の人と家族の会茨城県支部	本部理事 茨城県支部代表	宮原 節子